

令和8年度山形県やまがたカーボンニュートラル大使委嘱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた小学生、中学生及び高校生の取組みを推進するため、やまがたカーボンニュートラル大使（以下「大使」という。）の委嘱について必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 県は、次に掲げる要件を備えるグループを、その申請により、大使として委嘱することができる。

- (1) 県内の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）又は高等学校の学校ごとに、当該学校の児童又は生徒により構成されたグループ（以下本条において、「グループ」という。）であって、グループの指導に当たる当該学校の教員が定められているものであること。
 - (2) 環境に関心を持ち、県内において、カーボンニュートラルの実現に資する実践活動、普及啓発活動又は調査・研究活動を現に行うグループであること。
 - (3) 市町村立学校のグループにあつては市町村教育委員会の、県立学校のグループにあつては県教育委員会の、国立及び私立高等学校のグループにあつては当該校長の推薦を得たものであること。
- 2 前項の申請は、1校につき3グループを限度とする。
 - 3 県は、第1項の申請をしたグループのうちから、別に定める選定審査会の審査を経て、10グループを限度として選定するものとする。
 - 4 県は、大使を委嘱したときは、委嘱状を交付するものとする。

(任務)

第3条 大使は、自らの活動についての情報発信及び他の大使や「環境SDGsアワード2026」参加チームとの交流に積極的に取り組むものとする。

(任期)

第4条 大使の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

(解嘱)

第5条 県は、大使としてふさわしくない非行があつたと認めるときは、大使の委嘱を解くことができる。

(庶務)

第6条 この要綱に基づく事務は、山形県環境エネルギー部環境企画課において処理する。

(補助金の交付)

第7条 知事は、大使としての活動の活性化を支援するため、大使に対し補助金を交付することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、大使の委嘱又は補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月2日から施行する。